

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

- 山梨県建設業者提出書類閲覧場所の一部を改正する告示……………
- 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部を改正する告示……………
- 山梨県建築基準法施行条例別表第一の四の項の規定により知事が指定する区域の一部を改正する告示……………
- 山梨県建築基準法施行条例別表第一の二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域の一部を改正する告示……………
- 山梨県建築基準法施行条例別表第一の二の項、六の項及び七の項の規定により都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示……………

### 訓 令

- 山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令……………
- 山梨県砂防管理員規程の一部を改正する訓令……………

## 告 示

### 山梨県告示第百七十六号

山梨県建設業者提出書類閲覧所(平成九年山梨県告示第百五十二号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
「山梨県土木部土木総務課内」を「山梨県県土整備部県土整備総務課内」に改める。

### 山梨県告示第百七十七号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
一(四)中「山梨県土木部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築指導課」に改める。

### 山梨県告示第百七十八号

山梨県建築基準法施行条例別表第一の四の項の規定により知事が指定する区域(平成六年山梨県告示第百三十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
「山梨県土木部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築指導課」に改める。

### 山梨県告示第百七十九号

山梨県建築基準法施行条例別表第一の二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域(平成七年山梨県告示第百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
「山梨県土木部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築指導課」に改める。

### 山梨県告示第百八十号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示(平成十六年山梨県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。  
本則中「山梨県土木部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築指導課」に改める。

附則  
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

### 訓令

#### 山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「知事政策室長」を、「知事政策局長」に改める。

第八条中、「知事政策室」を、「知事政策局」に改める。

別表第一中、「知事政策室長」を、「知事政策局長」に、「土木部長」を、「県土整備部長」に改める。

#### 別表第二中

知事政策室 知事政策室次長 政策参事 政策主幹

を 「知事政策局 知事政策局次長 政策参事 政策主幹」

に、 「土木部 土木部次長 企画調整主幹」

を 「県土整備部 県土整備部次長 企画調整主幹」

に改める。

#### 附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中、「企画部理事」を、「知事政策局長」に改める。

第5条中、「企画部新行政システム課」を、「知事政策局行政改革推進課」に改める。

別表第一中、「知事政策室長」を、「知事政策局長」に、「土木部長」を、「県土整備部長」に改める。

別表第二中、「企画部理事 知事政策室次長」を、「知事政策局長」に、「土木部次長」を、「県土整備部次長」に改める。

#### 附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中、「知事政策室長」を、「知事政策局長」に、「土木部長」を、「県土整備部長」に改める。

#### 附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県職員の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の特例に関する規程（昭和三十三年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別表二の項中、「看護大学、看護大学短期大学部」を削り、同表三の項中「成人支援課、児童支援課」を「地域支援課、通園支援課、通所支援課」に改め、同表十の項中「パスポートセンター」に勤務する職員のうち職員駐在規程に基づき甲府市丸の内に駐在する職員並びに」を削り、同表に次の一項を加える。

十二 パスポートセンターに勤務する職員	一週間にわたって四十時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振り、所長が定める。	一時間とし、その割振り、所長が定める。	土曜日及び所長が四週間ごとの期間について定める日曜日以外の四日
---------------------	----------------------------	------------------	---------------------	---------------------------------

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本出先機関  
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中、「一 県民室長

一 県民室に配置された次長又は主幹

「一」を

県民室に配置された次長又は主幹

に改め、

産業立地室長

産業立地室に配置された主幹

、産業立地室長及び、短期大学学長」を、「産業技術短期大学校長を除く。）知事補佐官又は会計管理者」を、「産業技術短期大学校長を除く。）に改め、短期大学の事務局長」を削り、「知事政策室長」を、「知事政策局長」に、「知事政策室」を、「知事政策局」に、「又は副主査」を、「副主査、主任、専門員又は主事」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

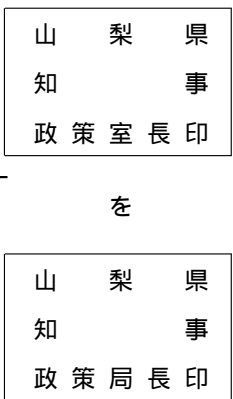
山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日  
本出先機関

山梨県知事 横内正明

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項第一号中「知事政策室専用」を、「知事政策局専用」に、「知事政策室長印」を、「知事政策局長印」に改め、同項第九号中「土木部専用」を、「県土整備部専用」に、「土木部長印」を、「県土整備部長印」に、「土木総務課長」を、「県土整備総務課長」に改め、同項第十八号中「看護大学、看護大学短期大学部」を削る。

別表知事印の項中「知事政策室用」を、「知事政策局用」に、「土木部用」を、「県土整備部用」に改め、同表部長印の項中



備部用」に改め、同表部長印の項中

に改め、

知事印  
知事印

同表本庁の課長印の項中

山梨県 政策課	を	山梨県 局長
------------	---	-----------

に改め、同表税務出

納員印の項中

山梨県 事務所 税務出納員印
----------------------

を

山梨県総合 県税事務所 税務出納員印
--------------------------

に改め、「及び自動車税債稅事

務所」を削る。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁  
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「知事政策室（秘書課及び広聴広報課を除く行政組織に限る。以下同じ）」を「知事政策局（秘書課、広聴広報課及び行政改革推進課を除く行政組織に限る。以下同じ）」に改める。

別表第一の一の表中「知事政策室」を「知事政策局」に、  
「企画課 新行政システム課」

「企画 行シ」	「行政改革推進課 企画課」	「国際 人事課」	「国際 人事課」	「国際 人事課」	「国際 人事課」
------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

「管財課 管轄課」	「管財課 管轄課」	「管財課 管轄課」	「管財課 管轄課」	「管財課 管轄課」	「管財課 管轄課」
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

課 及び「管財課」を「管財課」に改め、

「観光資源課」を「観光資源課」に改め、

「土木総務課」を「土木総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、

「国土整備総務課」を「国土整備総務課」に改め、



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番